

○国立大学法人筑波大学本部等職員の再雇用に関する規程

〔平成18年11月27日
法人規程第58号〕

改正 平成25年法人規程第34号

平成26年法人規程第22号

国立大学法人筑波大学本部等職員の再雇用に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号。第9条において「本部等非常勤職員就業規則」という。）第64条の規定に基づき、再雇用される者（以下「再雇用職員」という。）の就業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員（次項及び次条において「再雇用対象者」という。）は、再雇用する年度の前年度に定年退職（定年退職後から引き続いた本学における期間を定めた労働契約の任期满了退職を含む。）し、引き続き再雇用を希望する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で本学において再雇用を希望する場合は、再雇用対象者とすることができる。

(1) 平成16年3月31日以前に本学から国立学校等の課長等候補者としての推薦を受け国立学校等の課長等に昇任した者で、他の機関で定年退職となるもののうち、退職の日において本学の職員としての在職年数が通算して10年以上である者

(2) 本学から国立大学法人等課長等の課長候補者としての推薦を受け国立大学法人等の課長等に転出した者で、他の機関で定年退職となるもののうち、退職の日において本学の職員としての在職期間が通算して10年以上である者

(3) 任命権者の要請に応じ、人事交流として引き続いて他の機関に出向した者で、当該機関において定年退職となるもののうち、退職の日において本学の職員としての在職期間が通算して10年以上である者

3 前項の各号において、任命権者の要請に応じ、人事交流として引き続いて他の機関に出向した後引き続き再び職員となった場合の出向期間は、本学の職員としての在職期間とみなす。

(再雇用対象者の任用)

第3条 再雇用対象者の採用は、再雇用対象者のうち、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第73条第1項第1号から第4号まで、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）第72条第1項第1号から第

4号まで及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第70条第1項第1号から第4号までのいずれの事由にも該当しない者との契約により成立する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、65歳まで継続して雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続して雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤労意欲のある者
 - (2) 再雇用期間（更新された期間を含む。）において、懲戒処分を受けたことのない者
 - (3) 再雇用期間（更新された期間を含む。）において、無断欠勤のない者
 - (4) 再雇用期間（更新された期間を含む。）の定期健康診断の結果を大学の指定する産業医が判断し、再雇用後の就業に支障がないこと。
- 2 前項の場合において、次の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

期間	年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

（再雇用の期間）

第4条 再雇用の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

（期間の更新）

第5条 前条の期間又はこの条の規定による更新の期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

（再雇用の上限年齢）

第6条 前2条に定める再雇用期間は、次表の生年月日別に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。

生年月日	年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日以降	満65歳

第7条 削除

(年次休暇の日数)

第8条 定年退職後、引き続き再雇用された職員の年次休暇の日数は、定年退職の日が存する年に付与された日数の残日数とする。

2 前項の職員が定年退職の日が存する年の前年に付与された年次休暇に残日数があるときは、再雇用した年に限り、これを請求することができる。

3 前2項に定めるもののほか、再雇用職員の年次休暇の日数については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定める日数とする。

(懲戒)

第9条 法人は、再雇用職員となった者の再雇用前の在職中に行った行為が、本部等非常勤職員就業規則第58条に規定する懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

附 則

この法人規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程34号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程22号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。